

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年規則第11号)の全部を改正する。

- 目次
- 第1章 総則(第1条・第2条)
  - 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第3条—第5条)
  - 第3章 一般廃棄物の適正処理(第6条—第8条)
  - 第4章 一般廃棄物処理業(第9条—第32条)
  - 第5章 一般廃棄物処理施設(第33条—第52条)
  - 第6章 産業廃棄物の処理等(第53条—第58条)
  - 第7章 一般廃棄物処理手数料等(第59条)
  - 第8章 雑則(第60条—第64条)
- 附則
- 第1章 総則  
(趣旨)
  - 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成30年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(定義)
  - 第2条 この規則における用語の意義は、法、自動車リサイクル法、浄化槽法及び条例の例による。  
第2章 廃棄物減量等推進審議会  
(会長及び副会長)
  - 第3条 条例第13条第1項に規定する福島市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。
    - 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
    - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)
  - 第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、任期の満了等に伴い新たに組織された審議会の最初開催される会議は、市長が招集する。
    - 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
    - 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(庶務)
  - 第5条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。  
第3章 一般廃棄物の適正処理  
(一般廃棄物の発生を伴う公共的な活動)
  - 第6条 条例第16条第3項の規則で定める公共的な活動は、町内会、自治会、婦人団体、ボランティア団体その他の公共的団体の活動とする。  
(ごみ集積所設置届出等)
  - 第7条 条例第19条第1項の規定により排出場所(以下「ごみ集積所」という。)の設置又はごみ集積所の変更若しくは廃止をしようとする次に掲げる者は、市長にごみ集積所設置等届出書(様式第1号)を提出しなければならない。
    - (1) 町内会又は自治会の代表者及びこれに代わる者
    - (2) 町内会又は自治会を持たないマンション、アパートについては、建築主又は管理責任者
    - 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
      - (1) ごみ集積所の設置場所を確認できる付近の見取り図及び設置個所の配置図
      - (2) 通り抜けができない道路にごみ集積所を設置する場合は、収集車両が方向転換のために近隣の土地に立ち入ることを認める土地利用同意書(様式第2号)
    - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合は、必要に応じて現地を確認の上審査を行い、承認する場合はごみ集積所設置等承認通知(様式第3号)を交付する。  
(事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物の処理)
  - 第8条 条例第22条に規定する事業活動に伴って生じた多量の一般廃棄物は、継続的な場合においては1日平均の排出量がおおむね4キログラム以上のものとし、その他の場合においては市長がその都度認定するものとする。
    - 2 条例第22条に規定する一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法は、次に定めるところによる。
      - (1) 運搬すべき場所 焼却処分によるものは福島市クリーンセンター設置規則(昭和48年規則第32号)に規定するクリーンセンターとし、その他の処分方法によるものは市長が指定する場所とする。
      - (2) 運搬方法 市が行う一般廃棄物の運搬方法に準じ、市長が指示する方法による。  
第4章 一般廃棄物処理業  
(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)
  - 第9条 次の各号に掲げる申請書は、当該各号に定める申請書によるものとする。
    - (1) 法第7条第1項又は第2項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第4号)

- (2) 法第7条第6項又は第7項の規定による許可又は許可の更新に係る申請書 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第5号)
- 2 前項各号に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
  - (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
  - (3) 従業員名簿(法人にあっては役員及び従業員名簿)
  - (4) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
  - (5) 申請者の資産に関する調書並びに直前2年の所得税、県民税及び市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税、法人県民税及び法人市民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)
  - (6) 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、事務所、事業場、車両その他事業の用に供する施設を明らかにする書類及び図面(事業の用に供する車両がある場合は、自動車検査証の写し及びその写真)
  - (7) 一般廃棄物の処分を業として行う場合には、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図並びに最終処分場においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該処分場が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)
  - (8) 申請者が第6号又は前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
  - (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 法第7条第2項又は第7項の規定により許可の更新を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第8号及び第9号に掲げる書類の添付を省略することができる。  
(事業の範囲の変更の許可申請)
- 第10条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第6号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 前条第2項の規定により提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずることとなる書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(浄化槽清掃業許可申請書等)
- 第11条 浄化槽法第35条第1項の許可の期間は、2年とする。
- 2 浄化槽法第35条第3項の申請書は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第7号)とする。  
(許可証の交付)
- 第12条 市長は、次の各号に掲げる許可を行った場合は、当該各号に定める許可証を交付するものとする。
- (1) 法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新 一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第8号)
  - (2) 法第7条第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新 一般廃棄物処分業許可証(様式第9号)
  - (3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証(様式第10号)
  - (4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 浄化槽清掃業許可証(様式第11号)  
(不許可等の通知)
- 第13条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。
- (1) 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業の許可又は許可の更新をしないとき 一般廃棄物処理業不許可通知書(様式第12号)
  - (2) 法第7条の2第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしないとき 一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書(様式第13号)
  - (3) 浄化槽法第35条第3項の規定による申請があった場合において、浄化槽清掃業の許可をしないとき 浄化槽清掃業不許可通知書(様式第14号)  
(許可証等の再交付)
- 第14条 第12条各号に規定する許可証の交付を受けた者で、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可証等再交付申請書(様式第15号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により許可証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した許可証を添付しなければならない。  
(事業の廃止等の届出)
- 第15条 法第7条の2第3項に規定する事業の全部又は一部を廃止した場合の届出は、一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第16号)により行うものとする。
- 2 浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出は、浄化槽清掃業廃業等届出書(様式第17号)により行うものとする。

3 前2項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その内容を明らかにする書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(変更の届出)

第16条 法第7条の2第3項に規定する住所その他環境省令で定める事項及び第9条又は第10条に規定する申請書又は添付書類の記載事項を変更した場合には、一般廃棄物処理業変更届出書(様式第18号)を市長に提出するものとする。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第19号)により行うものとする。

3 前2項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その内容を明らかにする書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(欠格要件に係る届出)

第17条 法第7条の2第4項及び第5項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者欠格要件該当届出書(様式第20号)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第18条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書又は命令書により通知するものとする。

- (1) 法第7条の3の規定による事業の全部又は一部の停止命令 一般廃棄物処理業停止命令書(様式第21号)
- (2) 法第7条の4第1項及び第2項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理業許可取消通知書(様式第22号)
- (3) 浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消し 浄化槽清掃業許可取消通知書(様式第23号)
- (4) 浄化槽法第41条第2項の規定による事業の全部又は一部の停止命令 浄化槽清掃業停止命令書(様式第24号)

(許可証等の返還)

第19条 第12条の規定により許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。
- (5) 許可証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証を発見したとき。

2 第12条の規定により許可証の交付を受けた者で、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証を一時市長に返還しなければならない。

(実績報告)

第20条 条例第23条に規定する報告は、一般廃棄物処理実績報告書(様式第25号)により行うものとする。

(施設器材の検査等)

第21条 条例第24条第1項の規定により積替施設、保管施設、処理施設、車庫及び運搬用器材(以下「処理施設等」という。)の検査証の交付又は同条第2項の規定により再交付を受けようとする者は、廃棄物処理施設及び運搬用器材検査証交付申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により検査証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した検査証を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、検査証(様式第27号)を交付するものとする。

3 検査証の交付を受けた者は、当該検査を受けた処理施設等の見やすい場所に当該検査証を掲示しておかなければならない。

4 第2項の規定により検査証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに検査証を市長に返還しなければならない。

- (1) 検査証の有効期間が満了したとき。
- (2) 検査証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した検査証を発見したとき。
- (3) 検査証の交付を受けた処理施設等を撤去その他の理由により使用しなくなったとき。

(従業員証)

第22条 条例第25条第1項の規定により従業員証の交付又は同条第2項の規定により再交付を受けようとする者は、従業員証交付申請書(様式第28号)を市長に提出しなければならない。この場合において、汚損又は破損により従業員証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した従業員証を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、従業員証(様式第29号)を交付するものとする。

3 従業員証の交付を受けた作業に従事する者は、作業を実施する場合は従業員証を携帯しなければならない。

4 第2項に規定する従業員証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに従業員証を市長に返還しなければならない。

- (1) 従業員証の有効期間が満了したとき。

- (2) 従業員証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した従業員証を発見したとき。
- (3) 従業員証の交付を受けた者が、退職その他の理由により作業に従事しなくなったとき。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の申請)

第23条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号の規定により指定(以下「一般廃棄物再生輸送業の指定」という。)を受けようとする者は再生輸送業指定申請書(様式第30号)を、省令第2条の3第2号の規定により指定(以下「一般廃棄物再生活用業の指定」という。)を受けようとする者は再生活用業指定申請書(様式第31号)を、次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 事務所及び事業場の名称並びに所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 事業の用に供する施設の種類及び数量
- (6) 再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。)
- (7) 取引業者(一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者にあっては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の再生活用を行う者、一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする者にあっては再生利用のための一般廃棄物の排出者及び当該一般廃棄物の収集及び運搬を行う者)の氏名又は名称及び所在地
- (8) 事業開始予定年月日
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)
- (3) 申請者の履歴書(申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書)
- (4) 取引業者との取引関係を証する書類
- (5) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- (6) 平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにする書類及び図面
- (7) 再生活用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類(一般廃棄物再生活用業の指定を受けようとする場合に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面(指定の有効期間)

第24条 条例第26条の規則で定める期間は、2年とする。

(一般廃棄物の再生輸送業等の指定の基準)

第25条 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物再生輸送業の指定に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生活用(再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分をいう。以下同じ。)を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
- (2) 再生輸送を確実に行うための施設、人員等を備えていること。
- (3) 再生輸送において、生活環境の保全上支障が生じないこと。

2 条例第27条第1項に規定する一般廃棄物再生活用業の指定に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を原則として無償で引き取ること。
- (2) 再生活用を確実に行うための施設、人員等を備えていること。
- (3) 引き取る廃棄物の全てが再生活用の用に供されること。
- (4) 排出者との取引関係に継続性があること。
- (5) 再生活用において、生活環境の保全上支障が生じないこと。
- (6) 再生活用において生ずる廃棄物を適正に処理できること。

(変更の指定の申請)

第26条 条例第28条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業・再生活用業変更指定申請書(様式第32号)により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 指定の年月日及び指定番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る施設の種類及び数量
- (6) 変更に係る再生活用の方法(一般廃棄物再生活用業者に限る。)
- (7) 変更に係る取引業者
- (8) 変更予定年月日

2 第23条第2項の規定は、前項の申請について準用する。ただし、その内容に変更のない書類及び図面については、添付を要しないものとする。

(指定証の交付)

第27条 市長は、次の各号に掲げる指定を行った場合は、当該各号に定める指定証を交付するものとする。

- (1) 一般廃棄物再生輸送業の指定 再生輸送業指定証(様式第33号)

- (2) 一般廃棄物再生活用業の指定 再生活用業指定証(様式第34号)
- (3) 前2号に係る変更の指定 再生輸送業・再生活用業変更指定証(様式第35号)

(指定証の再交付)

第28条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者が指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定証再交付申請書(様式第36号)を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。この場合において、汚損又は破損により指定証の再交付を受けようとする者は、その汚損し、又は破損した指定証を添付しなければならない。

(変更の届出)

第29条 条例第28条第2項に規定する変更の届出をしようとする者は、当該変更の日から30日以内に、市長に再生輸送業・再生活用業指定内容変更届出書(様式第37号)を提出しなければならない。

2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第30条 条例第29条の規定による届出は、再生輸送業・再生活用業廃止届出書(様式第38号)により行うものとする。

(指定の取消し等)

第31条 条例第30条の規定による指定の取消しは再生輸送業・再生活用業指定取消通知書(様式第39号)により、業務の全部又は一部の停止命令は再生輸送業・再生活用業停止命令書(様式第40号)により通知するものとする。

(指定証の返還)

第32条 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 指定証の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 第27条第3号に規定する変更の指定を受けたとき。
- (4) 指定を取り消されたとき。
- (5) 指定証の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した指定証を発見したとき。

2 一般廃棄物再生輸送業者又は一般廃棄物再生活用業者は、その事業の全部の停止を命ぜられたときは、指定証を一時市長に返還しなければならない。

#### 第5章 一般廃棄物処理施設

(縦覧の手続)

第33条 条例第32条の規定により縦覧に供された報告書を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、生活環境影響調査結果縦覧申込書(様式第41号)に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第34条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、当該指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(縦覧の期間等)

第35条 条例第33条第2項の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例(平成元年条例第23号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(意見書の記載事項)

第36条 条例第34条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る公告の方法)

第37条 条例第39条の公告は、次に掲げる方法のうちいずれか1以上の方法により行うものとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(2) インターネットの利用

(3) 前2号に掲げるもののほか、適切な方法

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧に係る縦覧者の遵守事項)

第38条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 災害廃棄物処分受託者の指示があった場合には、当該指示に従うこと。

2 災害廃棄物処分受託者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る報告書の縦覧の期間等)

第39条 条例第40条の規定による縦覧の期間のうち、福島市の休日を定める条例第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害廃棄物処分受託者は、あらかじめ市長の承認を得て、縦覧の期間又は時間を変更することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の記載事項)

第40条 条例第41条の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業書の所在地)
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見  
(一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

第41条 次の各号に掲げる申請書及び届出書は、当該各号に定める申請書及び届出書によるものとする。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第42号)
- (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第43号)
- (3) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(様式第44号)
- (4) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第45号)
- (5) 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第46号)
- (6) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第47号)
- (7) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(様式第48号)
- (8) 省令第5条の12第1項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書(様式第49号)
- (9) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書(様式第50号)  
(一般廃棄物最終処分場に係る申請書等)

第42条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。

- (1) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(様式第51号)
- (2) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第52号)
- (3) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第53号)  
(一般廃棄物処理施設熱回収施設に係る申請書等)

第43条 次の各号に掲げる申請書、届出書及び報告書は、当該各号に定める申請書、届出書及び報告書によるものとする。

- (1) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定・認定更新申請書(様式第54号)
- (2) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(様式第55号)
- (3) 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収報告書(様式第56号)  
(市が設置する一般廃棄物処理施設に係る申請書等)

第44条 次の各号に掲げる届出書、申請書及び協議書は、当該各号に定める届出書、申請書及び協議書によるものとする。

- (1) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第57号)
- (2) 省令第5条の8第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第58号)
- (3) 省令第5条の9の2第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第59号)
- (4) 省令第5条の10第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(様式第60号)
- (5) 省令第5条の10の2第1項の申請書 市の設置に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第61号)
- (6) 省令第5条の10の3の協議書 市の設置に係る非常災害発生時一般廃棄物処理施設設置協議書(様式第62号)  
(特例による一般廃棄物処理施設等に係る届出書)

第45条 次の各号に掲げる届出書は、当該各号に定める届出書によるものとする。

- (1) 省令第12条の7の17第2項の届出書 特例による一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第63号)
- (2) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る届出書 特例による一般廃棄物処理施設産業廃棄物処理施設種類等変更・事業廃止届出書(様式第64号)  
(許可証等の交付)

第46条 市長は、次の各号に掲げる許可、検査、認定、認可又は届出の受理を行った場合は、当該各号に定める許可証、通知書、認定証、認可証又は受理書(第51条において「許可証等」という)を交付するものとする。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証(様式第65号)
- (2) 法第8条の2の2の規定による一般廃棄物処理施設の検査 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(様式第66号)

- (3) 法第9条の2の4第1項又は2項の規定による熱回収施設に係る適合の認定又は認定の更新 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(様式第67号)
- (4) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可証(様式第68号)
- (5) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可施設設置者等である法人の合併又は分割の認可 一般廃棄物処理施設合併・分割認可証(様式第69号)
- (6) 法第9条の3第1項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出の受理又は同条第8項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更届出の受理 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書(様式第70号)
- (7) 法第15条の2の5の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例に係る届出の受理 特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書(様式第71号)(許可証等の再交付)

第47条 第14条の規定は、第46条に規定する許可証等の交付を受けた者に準用する。

(不許可等の通知)

第48条 市長は、次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設設置の許可又は一般廃棄物処理施設変更許可をしないとき 一般廃棄物処理施設設置・変更不許可通知書(様式第72号)
- (2) 法第9条の2の4第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者の認定又は認定の更新をしないとき 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者不認定通知書(様式第73号)
- (3) 法第9条の5第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設譲受け又は借受けの許可をしないとき 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け不許可通知書(様式第74号)
- (4) 法第9条の6第1項の規定による申請があった場合において、一般廃棄物処理施設合併又は分割の認可をしないとき 一般廃棄物処理施設合併・分割不認可通知書(様式第75号)

(事故時の措置に係る届出)

第49条 法第21条の2第1項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書(様式第76号)により行うものとする。

(許可の取消し等)

第50条 市長は次の各号に掲げる処分を行うときは、当該各号に定める命令書又は通知書により通知するものとする。

- (1) 法第9条の2第1項の規定による使用停止命令 一般廃棄物処理施設使用停止命令書(様式第77号)
- (2) 法第9条の2の2第1項の規定による許可の取消し 一般廃棄物処理施設設置許可取消通知書(様式第78号)
- (3) 法第9条の2の4第5項に規定する認定の取消し 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定取消通知書(様式第79号)

(許可証等の返還)

第51条 第46条の規定により許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業の全部を廃止したとき。
  - (2) 許可を取り消されたとき。
  - (3) 許可証等の亡失を理由として再交付を受けた者が、亡失した許可証等を発見したとき。
- 2 許可証等の交付を受けた者は、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又はその事業の全部を休止したときは、許可証等を一時市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第52条 条例第44条に規定する届出は、廃棄物処理施設設置者氏名等変更届出書(様式第80号)に届出者の住民票の写し(届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書)を添付して行わなければならない。

2 条例第44条に規定する届出は、その変更のあった日から30日以内に行わなければならない。

#### 第6章 産業廃棄物の処理等

(市が処分することができる産業廃棄物)

第53条 条例第46条に規定する市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物については、次に掲げるものであって、市長が市において処分することが適当であると認めるものとする。

- (1) 一般廃棄物とあわせて処分することが容易な固形状のもの
  - (2) 一般廃棄物の処分に支障を生じない範囲の量のもの
- (産業廃棄物収集運搬業等の許可等への準用)

第54条 第14条及び第19条の規定は、法第12条の7第1項の認定を受けた者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。

2 第23条から第32条までの規定は、産業廃棄物再生輸送業の指定(省令第9条第2号に規定する指定をいう。)及び産業廃棄物再生活用業の指定(省令第10条の3第2号に規定する指定をいう。)について準用する。この場合において、第24条中「2年」とあるのは、「5年」と読み替えるものとする。

(欠格要件に係る届出)

第55条 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項及び第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書(様式第81号)により行うものとする。

2 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項及び第7項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書(様式第82号)により行うものとする。  
(産業廃棄物処理施設の設置者の氏名等の変更届)

第56条 第52条の規定は、条例第48条に規定する変更の届出について準用する。  
(自動車リサイクル法に関する登録証の交付等)

第57条 市長は、次の各号に掲げる通知は、当該各号に定める登録証、通知書又は命令書により行うものとする。

- (1) 自動車リサイクル法第44条第2項(同法第46条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知 引取業者登録証(様式第83号)
- (2) 自動車リサイクル法第45条第2項の規定による通知 引取業者登録拒否通知書(様式第84号)
- (3) 自動車リサイクル法第51条第2項において準用する同法第45条第2項の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの 引取業者登録取消通知書(様式第85号)
- (4) 前号の通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの 引取業停止命令書(様式第86号)
- (5) 自動車リサイクル法第55条第2項(同法第57条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知 フロン類回収業者登録証(様式第87号)
- (6) 自動車リサイクル法第56条第2項の規定による通知 フロン類回収業者登録拒否通知書(様式第88号)
- (7) 自動車リサイクル法第58条第2項において準用する同法第56条第2項の規定による通知のうち登録の取消しに係るもの フロン類回収業者登録取消通知書(様式第89号)
- (8) 前号通知のうち事業の全部又は一部の停止の命令に係るもの フロン類回収業停止命令書(様式第90号)
- (9) 自動車リサイクル法第62条第2項の規定による通知 解体業不許可通知書(様式第91号)
- (10) 自動車リサイクル法第66条の規定による許可の取消し 解体業許可取消通知書(様式第92号)
- (11) 自動車リサイクル法第66条の規定による事業の全部又は一部の停止 解体業停止命令書(様式第93号)
- (12) 自動車リサイクル法第69条第2項の規定による通知 破碎業不許可通知書(様式第94号)
- (13) 自動車リサイクル法第70条第2項において準用する同法第69条第2項の規定による通知 破碎業事業範囲変更不許可通知書(様式第95号)
- (14) 自動車リサイクル法第72条において準用する同法第66条の規定による許可の取消し 破碎業許可取消通知書(様式第96号)
- (15) 自動車リサイクル法第72条において準用する同法第66条の規定による事業の全部又は一部の停止 破碎業停止命令書(様式第97号)

2 第14条及び第19条の規定は、前項第1号及び第5号に規定する登録証を受けた者又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省、環境省令第7号)第56条及び第61条の規定により許可証を受けた者について準用する。

(自動車リサイクル法に関する廃業等の届出)

第58条 自動車リサイクル法における次の各号に掲げる廃業等の届出は、当該各号に定める届出書により行うものとする。

- (1) 自動車リサイクル法第48条第1項の規定による届出 引取業廃業等届出書(様式第98号)
- (2) 自動車リサイクル法第59条において準用する同法第48条第1項の規定による届出 フロン類回収業廃業等届出書(様式第99号)
- (3) 自動車リサイクル法第64条の規定による届出 解体業廃業等届出書(様式第100号)
- (4) 自動車リサイクル法第72条において準用する同法第64条の規定による届出 破碎業廃業等届出書(様式第101号)

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その内容を明らかにする書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
第7章 一般廃棄物処理手数料等  
(手数料及び費用の減免)

第59条 条例第49条第3項、条例第50条第2項及び条例第51条第3項の規定による手数料等の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書(様式第102号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第8章 雑則  
(身分証明書)

第60条 条例第54条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査 身分証明書(様式第103号)  
又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式
- (2) 自動車リサイクル法第131条第1項の規定による立入検査 身分証明書又は経済産業省及び環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年経済産業省・環境省令第1号)別記様式  
(改善命令)



第61条 法第19条の3の規定による改善命令は、改善命令書(様式第104号)により行うものとする。

(措置命令)

第62条 法第19条の4、第19条の4の2、第19条の5又は第19条の6の規定による措置命令は、措置命令書(様式第105号)により行うものとする。

(届出台帳の様式及び閲覧)

第63条 条例第55条第1項の届出台帳は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(様式第106号)とし、市長が調製し、これを保管する。

2 条例第55条第1項の規定による届出台帳の閲覧の請求は、一般廃棄物・産業廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(様式第107号)により行うものとする。

3 第35条の規定は、届出台帳の閲覧時間について準用する。

(委任)

第64条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第60号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月25日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月29日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則(第1条から第107条までの規定により改正される規則をいう。)(以下次項において「旧各規則」という。)に定める様式により提出されている書類は、この規則による改正後の各規則の様式により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている旧各規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年3月30日規則第27号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

## ごみ集積所設置等届出書

年 月 日

福島市長 様

設置者 住 所 \_\_\_\_\_  
 町内会名 \_\_\_\_\_  
 管理会社名 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 電 話 ( ) \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電 話 ( ) \_\_\_\_\_

ごみ集積所の（ 設 置 ・ 変 更 ・ 廃 止 ）について、下記のとおり届出いたします。

## 記

届出の場所	福島市 ----- 様方地内
届出の内容	1. 設 置                      2. 変 更                      3. 廃 止
集積所の形状	1. 構造物                      2. ネット                      3. 用具等なし
届出の理由	
実施希望日	平成    年    月    日より
土地使用の承諾	1. 有                              2. 無

## 【添付書類】

1. 場所を確認できる付近の見取り図（住宅地図等）及び設置個所の配置図（各1部）
2. 通り抜けができない道路にごみ集積所を設置する場合は、収集車輛が方向転換のために近隣の土地に立ち入ることを認める土地利用同意書（様式第二号）

## 【記入上の注意】

1. 届出の場所は、住宅地図に表記されている地番（街区符号）を記載してください。
2. 選択肢のある欄は、番号に○を付けて下さい。
3. 実施希望日は、収集体制の都合上、届出から14日以降の日付を記載してください。

（現場確認、関係機関との協議及び町内会等への周知期間を考慮して下さい。）

土地利用同意書

年 月 日

福島市長 様

〈土地所有者〉

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

〈管理会社〉

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

ごみ集積所の( 設置 ・ 変更 )に伴い、ごみ・資源物収集車輛が回収作業及び方向転換の為、下記の敷地内(私有地)に乗り入れることに同意します。

記

場 所 福島市 \_\_\_\_\_

建 物 名 \_\_\_\_\_

世 帯 数 \_\_\_\_\_ 世 帯

## ごみ集積所設置等承認通知

年 月 日

設置者 町内会名管理会社名代表者氏名 様

先に届け出のありましたごみ集積所の（ 設 置 ・ 変 更 ・ 廃 止 ）について、下記のとおり承認いたします。

福島市長 印

## 記

届出の場所	福島市			
	様方地内			
収集開始日 (廃止の場合は収集を行わないこととする日)	可燃ごみ	年	月	日 より
	不燃ごみ	年	月	日 より
	資源物	年	月	日 より
	プラ製	年	月	日 より
留意事項	<p>①可燃ごみ・不燃ごみ・資源物を正しく分別し、収集日を守ること。          ②収集日当日の朝8時30分までに出すこと。          ③ごみ集積所の管理者を明確にし、清潔を保持すること。          ④市で収集・処理のできないもの、特に危険物や爆発のおそれのあるものは絶対に出さないこと。          ⑤スプレー缶類は、必ず穴をあけてから出すこと。          ⑥アパート・マンション等は、入居者に対して収集日と分別について徹底させること。          ⑦引っ越し等により発生した一時的多量ごみについては、クリーンセンターへの自己搬入、および専門業者による処理を依頼すること。</p>			

## 【注意事項】

※留意事項が守られない場合は、収集の停止又はごみ集積所の設置を取り消す場合があります。

※プラスチック製容器包装等の飛散防止のため、ネット等の設置をお願い致します。

様式第4号（第9条関係）

一般廃棄物収集運搬業 許可更新 申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

所在地	事務所	電話番号（ ） -
	事業場	電話番号（ ） -
事業の範囲	業の区分	<input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬（積替え及び保管を除く。） <input type="checkbox"/> 運搬（積替え又は保管を含む。）
	取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> ごみ（粗大ごみを含む。） <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽に係る汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業の用に供する施設	車両	種類、最大積載量及び車両番号
	その他の施設	種類、数量及び設置場所
積替え又は保管を行うときには、積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量		
収集運搬業務の従業員数		
1日の作業能力		
処理料金及び料金徴収の方法		

一般廃棄物処分業 許可更新 申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

注意 □のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

所在地	事務所	電話番号（ ） -
	事業場	電話番号（ ） -
事業の範囲	業の区分	<input type="checkbox"/> 中間処分（ <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 最終処分（ <input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> その他）
	取り扱う一般廃棄物の種類	
事業の用に供する施設	車両	種類、最大積載量及び車両番号
	その他の施設	種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場については、埋立地の面積及び埋立容量）
		処理方式、構造及び設備の概要
処分業務の従業員数		
1日の作業能力		
処理料金及び料金徴収の方法		

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
事業の 範囲	業の区分 <input type="checkbox"/> 収集 <input type="checkbox"/> 運搬(積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 運搬(積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 中間処分( <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> 脱水 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> 最終処分( <input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> その他 )
取り扱う一般 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> ごみ(粗大ごみを含む。) <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> 浄化槽に係る汚泥 <input type="checkbox"/> その他 ( )
変更の 内容	変 更 前  変 更 後
変 更 の 理 由	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

所在地	事務所	電話番号（ ） -
	事業場	電話番号（ ） -
事業の 範囲	業務内容	
	取り扱う 一般廃棄物の種類	
事業の用 に供する 施設	車両 種類、最大 積載量及び 車両番号	
	その他の 施設 種類及び数量	
浄化槽清掃業務の従業員数		
1日の作業能力		
処理料金及び料金徴収の方法		



一般廃棄物収集運搬業許可証

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

福島市長

印

許 可 番 号		第 号
所在地	事 務 所	
	事 業 場	
事業の 範囲	業 の 区 分	
	取 り 扱 う 一般廃棄物の種類	
許 可 の 条 件		
申 請 年 月 日		年 月 日
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 の 有 効 期 間		

一般廃棄物処分業許可証

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた者であることを証します。

福島市長

印

許 可 番 号		第 号
所 在 地	事 務 所	
	事 業 場	
事 業 の 範 囲	業 の 区 分	
	取 り 扱 う 一般廃棄物の種類	
許 可 の 条 件		
申 請 年 月 日		年 月 日
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 の 有 効 期 間		

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の許可を受けた者であることを証します。

福島市長

印

許 可 番 号		第 号
所在地	事 務 所	
	事 業 場	
事業範囲変更許可の内容		
許 可 の 条 件		
申 請 年 月 日		年 月 日
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 の 有 効 期 間		

浄化槽清掃業許可証

年 月 日

様

浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者であることを証します。

福島市長

印

許 可 番 号		第 号
所 在 地	事 務 所	
	事 業 場	
事 業 の 範 囲	業 務 内 容	
	取 り 扱 う 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
許 可 の 条 件		
申 請 年 月 日		年 月 日
許 可 年 月 日		年 月 日
許 可 の 有 効 期 間		

一般廃棄物処理業不許可通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 の 内 容	所在地	事 務 所	
		事 業 場	
	事業の 範囲	業 の 区 分	
		取り扱う一般 廃棄物の種類	
不 許 可 の 理 由			

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物処理業事業範囲変更不許可通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 の 内 容	所在地	事 務 所	
		事 業 場	
	変更の内容	変 更 前	
		変 更 後	
不 許 可 の 理 由			

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

浄化槽清掃業不許可通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 の 内 容	所 在 地	事 務 所	
		事 業 場	
事 業 の 内 容	業 務 の 内 容	業 務 内 容	
		取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
不 許 可 の 理 由			

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

許可証等再交付申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

年 月 日第 号で許可を受けた について次のとおり許可証等の再交付を受けたいので申請します。

事由発生日	年 月 日
再交付を受けようとする許可証等の種類	
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損

備考 汚損又は破損により許可証等の再交付を受けようとするときは、その汚損し、又は破損した許可証等を添付してください。



一般廃棄物処理業廃止届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
廃止する業種		<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(中間処分) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(最終処分)
廃止の内容	届出区分	<input type="checkbox"/> 事業の全部廃止( 年 月 日付け) <input type="checkbox"/> 事業の一部廃止( 年 月 日付け)
	理由	
	一部廃止の場合、その内容	

備考 廃止の内容を明らかにする書類、許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

浄化槽清掃業廃業等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
廃業の予定年月日	年 月 日
廃業の内容	
廃業の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業の廃止

備考 廃止の内容を明らかにする書類、許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

一般廃棄物処理業変更届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

注意 □のある欄は、該当する箇所に△印を付けてください。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替え及び保管を除く。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む。) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(中間処分) <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業(最終処分)
変更の内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

備考 変更の内容を明らかにする書類、記載事項に変更が生ずる許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

許可年月日 及び指令番号	年 月 日 第 号
変更の内容	変更事項
	変更前
	変更後
変更の理由	
変更年月日	年 月 日

備考 変更の内容を明らかにする書類、記載事項に変更が生ずる許可証等その他市長が必要と認める書類を添付してください。

一般廃棄物処理業者欠格要件該当届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

注意 □のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
業 種	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業
当 該 欠 格 要 件	
該当するに至った具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
そ の 他	

一般廃棄物処理業停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3の規定により、以下の事業について停止を命じます。

福島市長 印

停止命令 の 対象事業	許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
	事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業（積替え及び保管を除く。） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む。） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業（中間処分） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業（最終処分）
停止命令の内容		
停止命令の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
停止命令の理由		

（備考）

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物処理業許可取消通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により、以下の許可を取り消します。

福島市長 印

取消しの対象事業	許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	事業の区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業（積替え及び保管を除く。） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬業（積替え又は保管を含む。） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業（中間処分） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物処分業（最終処分）
取消しの内容		
取消しの理由		

（備考）

- 取消しの対象となった事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

浄化槽清掃業許可取消通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

浄化槽法第41条第2項の規定により、以下の許可を取り消します。

福島市長 印

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
取 消 し の 内 容	
取 消 し の 理 由	

(備考)

- 1 取消しの対象となった事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



浄化槽清掃業停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

浄化槽法第41条第2項の規定により、以下の事業について停止を命じます。

福島市長 印

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
停 止 命 令 の 内 容	
停 止 命 令 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
停 止 命 令 の 理 由	

（備考）

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



一般廃棄物処理実績報告書

年 月 日

福島市長 様

報告者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

【ごみ】 ( 年 月分)

区分	収集件数	収集量	運搬先		摘要
可燃物	件	t	①あぶくまクリーンセンター	t	
			②あらかわクリーンセンター	t	
			③埋立処分場	t	
			④その他（ ）	t	
不燃物	件	t	①あらかわクリーンセンター	t	
			②埋立処分場	t	
			③その他（ ）	t	
資源物	件	t	①あらかわクリーンセンター	t	
			④その他（ ）	t	

【し尿・浄化槽】 ( 年 月分)

区分	収集件数	収集量	運搬先		摘要
し尿	件	ℓ	①福島市衛生処理場	ℓ	
			②その他（ ）	ℓ	
浄化槽	件	ℓ	①福島市衛生処理場	ℓ	
			②その他（ ）	ℓ	

【ごみ】

廃棄物の種類

可燃物・不燃物・資源物

車両番号

(車両検査証番号 第 号)

年 月分の収集運搬業の実績を下記のとおり報告いたします。

収集日	曜日	収集	収集量 (t)	運搬先 (t)	収集事業所名

	件数	①	②	③	④
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計					

※運搬先とは、【①あぶくまクリーンセンター ②あらかわクリーンセンター ③埋立処分場 ④その他】である。

## 【し尿】

車両番号

(車両検査証番号 第

号)

年 月分の収集運搬業務の実績を下記のとおり報告いたします。

収集日	曜日	収集件数	収集量 ℓ (①+②)	一般世帯①		事業所②	
				(件)	(ℓ)	(件)	(ℓ)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
合計							



一般廃棄物処理実績報告書

年 月 日

福島市長 様

報告者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

【処分】

（ 年 月分）

一般廃棄物の種類	受入量	処分方法	摘要
	t		
	t		
	t		
	t		







様式第27号(第21条関係)

← (6cm) →

第 号			
	検	査	証
種 類			
有効期限			
発行の日から			
	年	月	日まで
	年	月	日発行
	福島市長		印

(9cm)

様式第28号(第22条関係)



様式第29号(第22条関係)

← (6cm) →

(表面)

(7.5cm)

第 号

従業員証

処理業者住所

氏名又は名称

従業員 住所

氏名

年 月 日生

有効期間 発行の日から 年 月 日まで

年 月 日発行

福島市長

印

(裏面)

この証票は、福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第25条の規定により届け出た従業員であることを証明するものである。

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例抜すい

第25条 処理業者は、その作業に従事させる者を市長に届け出て、従業員証の交付を受けなければならない。

2 前項の従業員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。

3 第1項の従業員が作業に従事するときは、従業員証を携帯し、関係人から提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(この証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。)

様式第30号(第23条関係)

再生輸送業指定申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ( ) -

事務所及び事業場の所在地		
廃棄物区分		<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取り扱う廃棄物の種類及び数量		
再生利用の目的		
事業の用に供する施設の種別及び数		
取引者	排出者	氏名 (名称及び代表者氏名)
		住所 (所在地)
	廃棄物再生業者	氏名 (名称及び代表者氏名)
		住所 (所在地)
再生により得られる製品の種類及び用途		
事業開始予定日		年 月 日
従業員数		人

再生活用業指定申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所 (所在地)

\_\_\_\_\_  
氏名 (名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

事務所及び事業場の所在地		
廃棄物区分		<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取り扱う廃棄物の種類及び数量		
再生利用の目的		
事業の用に供する施設の種類、数、設置場所及び処理能力		
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
取引者	排出者	氏名 (名称及び代表者氏名)
		住所 (所在地)
	廃棄物再生輸送業者	氏名 (名称及び代表者氏名)
		住所 (所在地)
再生により得られる製品の種類及び用途		
事業開始予定日		年 月 日
従業員数		人

再生輸送業  
 変更指定申請書  
 再生活用業

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所 (所在地)

\_\_\_\_\_  
 氏名 (名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_  
 電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_

指定年月日及び指定番号	年 月 日 第 号
廃棄物区分	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物
取扱う 廃棄物の種類	変更前
	変更後
変更の理由	
変更後の事業の用に供する施設の種類の数、設置場所及び処理能力	
変更後の事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
変更後の取引者	
変更後の再生により得られる製品の種類及び用途	
変更予定日	年 月 日
変更後の従業員数	人

再生輸送業指定証

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号第9条第2号の指定を受けた者であることを証します。

福島市長

印

指定年月日及び指定番号		年 月 日 第 号
所在地	事務所	
	事業場	
取り扱う廃棄物の種類		
取引者	排出者	住所 (所在地)
		氏名(名称及び代表者氏名)
	廃棄物再生活用業者	住所 (所在地)
		氏名(名称及び代表者氏名)
指定の条件		
申請年月日		年 月 日
指定の有効期限		年 月 日



再生活用業指定証

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の3第2号  
 第10条の3第2号の指定を受けた者であることを  
 証します。

福島市長

印

指定年月日及び指定番号		年 月 日	第 号
所在地			
取り扱う廃棄物の種類			
廃棄物再生 活用施設	所在地		
	種類及び 処理能力		
取引者	排出者	住所 (所在地)	
		氏名(名称及び 代表者氏名)	
	廃棄物再生 輸送業者	住所 (所在地)	
		氏名(名称及び 代表者氏名)	
指定の条件			
申請年月日		年 月 日	
指定の有効期限		年 月 日	

再生輸送業  
変更指定証  
 再生活用業

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号(第2条の3第2号、第9条第2号、第10条の3第2号)の指定について変更したことを証します。

福島市長

印

指定年月日及び指定番号		年 月 日 第 号
所在地	事務所	
	事業場	
変更の内容		
指定の条件		
申請年月日		年 月 日
指定の有効期限		年 月 日

指定証再交付申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

年 月 日第 号で指定を受けた について  
次のとおり指定証の再交付を受けたいので申請します。

事由発生日	年 月 日
再交付を受けようとする指定証の種類	
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅汚 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 損失

備考 汚損又は破損により指定証の再交付を受けようとするときは、その汚損し、又は破損した

指定証を添付してください。

再生輸送業  
指定内容変更届出書  
再生活用業

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

指定年月日及び 指定番号		年 月 日 第 号
変更 の内容	届出前	
	届出後	
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

備考 廃棄物再生輸送業の指定の申請又は廃棄物再生活用業の指定の申請の際に提出した添付書類のうち、その内容に変更が生ずるものその他市長が必要と認める書類を添付してください。  
様式第38号(第30条関係)

再生輸送業  
廃止届出書  
再生活用業

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

指定年月日及び 指定番号		年 月 日 第 号
廃止 の内容 の 内 容	届出前	
	届出後	
廃止の理由		
廃止年月日	年 月 日	

再生輸送業  
再生生活業  
指定取消通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

福島市長 印

指定年月日 及び指定番号	年 月 日 第 号
所在地	
取消しの内容	
取消しの理由	

(備考)

- 1 取消しの対象となった事業に係る指定証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

再生輸送業  
再生生活用業  
停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

福島市長 印

指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号	年 月 日 第 号
所 在 地	
停 止 命 令 の 内 容	
停 止 命 令 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
停 止 命 令 の 理 由	

(備考)

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。







（第1面）  
一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可の年月日		年 月 日	
※許可番号			
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$\frac{m^3}{日}$ （ ）時間 $\frac{t}{日}$ （ ）時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$			

（第2面）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	

に係る事項	良の町に波及に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

申請者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住 所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有株式の数 又は出資金額	本 籍
割 合			住 所	

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

（ふりがな） 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造又は設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を添付すること。

様式第43号(第41条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
添付書類及び図面	1 竣工図面(施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図) 2 その他参考となる書類又は図面

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
備考	





（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変 更 前	変 更 後
		$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$
	埋立地の面積	$m^2$	埋立地の面積 $m^2$
埋立容量	$m^3$	埋立容量 $m^3$	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

（第2面）

申請者（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住	所



## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株	出資の額	
		株	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式 の数又は出資	本
		割 合	住 所

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

## 備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を添付すること。

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更(第6号関係については次の欄に記載)		
	省令第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
		役職名・呼称	住 所
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日	
備考			
<p>1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載してその書面を添付すること。</p> <p>3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>			

一般廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
当該欠格要件	
該当するに至った具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
その他	



(第1面)

譲受け  
一般廃棄物処理施設 許可申請書  
借受け

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

\_\_\_\_\_  
氏名(名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_  
電話番号( ) - \_\_\_\_\_

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (名称及び代表者氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所





## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍
	生年月日	保有する株式 の数又は出資 の金額		
(ふりがな) 氏名又は名称			割	合

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所

## 備考

「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

様式第49号(第41条関係)



(第1面)

一般廃棄物処理施設 <sup>合併</sup> 認可申請書 <sub>分割</sub>

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

① 一般廃棄物処理施設の設置の場	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	

(第2面)

⑧申請者	
(ふりがな) 氏 名	住 所









(第1面)

一般廃棄物処理施設相続届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	

(第2面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所



法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
政令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役 職 名 ・ 呼 称		
備考			
1 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			

様式第51号(第42条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（                      年度）

年    月    日

福島市長 様

報告者 住所（所在地）

\_\_\_\_\_  
氏名（名称及び代表者氏名）

\_\_\_\_\_  
電話番号（              ）              -              \_\_\_\_\_

許可の年月日及び許可番号	年    月    日    第    号
設    置    の    場    所	
埋立処分開始年月	年    月    日
埋立処分終了予定年月	年    月    日
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

様式第52号(第42条関係)

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

施設の廃止までの間の 管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号 ( ) -		
設 置 場 所			
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
埋立地の面積、埋立ての 深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
埋 立 処 分 の 方 法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の 種類、数量及び性状	種 類	数量 (m <sup>3</sup> )	性 状
添 付 書 類 及 び 図 面	1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の手法を明らかにする書類 4 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面		

様式第53号(第42条関係)



（第1面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類 及び数量	種 類	数 量 (㎡)
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

（第2面）

悪臭の発散の防止に関する措置 の内容	
-----------------------	--

火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>2 当該最終処分場の周辺の地図</li> <li>3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類</li> <li>4 申請の直前の2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類</li> <li>5 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面</li> <li>6 その他参考となる書類又は図面</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「地下水等」とは、基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li> <li>2 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</li> <li>3 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</li> </ol>

様式第54号(第43条関係)



（第1面）

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者  
 認定申請書  
 認定更新

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画に係る事項	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号

（第2面）

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</li> <li>2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類</li> <li>3 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する省令第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類</li> <li>4 当該熱回収施設について法第8条第1項の許可を受けていることを証する書類</li> </ol>
----------	---



備考

- 1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合は、それぞれの能力）を記載すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 市長が定める部数を提出すること。

様式第55号(第43条関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年 月 日	年 月 日
添付書類及び図面		<p>1 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図</p> <p>2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類</p>
備考		
<p>1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>		

一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

福島市長 様

報告者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日 までの年間熱回収率	%
添 付 書 類	省令第5条の5の11第1項第3号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
<p>備考</p> <p>熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p> <p>毎年6月30日までに提出すること。</p>	



（第1面）

市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
※届出年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)		埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$ $m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。) を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	

（第2面）

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の	

維持管理に関する事項			
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</li> <li>2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書</li> <li>3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</li> <li>4 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図</li> <li>5 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図</li> </ol>		
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※欄は、記入しないこと。</li> <li>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</li> <li>3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。</li> <li>4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図</li> </ol> </li> <li>5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li> </ol>		

様式第58号(第44条関係)



(第1面)

市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	変更前	変更後
		$m^3/日( )$ 時間 $t/日( )$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3/日( )$ 時間 $t/日( )$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

(第2面)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類</li> <li>2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書</li> <li>3 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</li> <li>4 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</li> </ol>
----------	---



5 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあっては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第59号(第44条関係)

市の設置に係る一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

一般廃棄物処理施設の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
届 出 年 月 日		年 月 日
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	
	△第5条の9において準用する省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
廃止若しくは休止又は再開の理由		(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日		年 月 日
備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

市の設置に係る一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号 ( ) -		
設置場所			
届出年月日	年 月 日		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m	覆土の厚さ m
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種類	数量(m <sup>3</sup> )	性状
添付書類及び図面	1 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の手法を明らかにする書類 4 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面		



（第1面）

市の設置に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

設 置 の 場 所		
届 出 の 年 月 日	年 月 日	
埋め立てた一般廃棄物の種類 及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年 月 日	
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年 月 日	

（第2面）

悪臭の発散の防止に関する措置 の内容	
-----------------------	--

火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>2 当該最終処分場の周辺の地図</li> <li>3 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類</li> <li>4 申請の直前の2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類</li> <li>5 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面</li> <li>6 その他参考となる書類又は図面</li> </ol>
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「地下水等」とは、基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</li> <li>2 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</li> <li>3 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</li> </ol>

様式第62号(第44条関係)

市の設置に係る非常災害発生時一般廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

\_\_\_\_\_  
氏名(名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_  
電話番号( ) - \_\_\_\_\_

一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
一般廃棄物処理施設の処理能力	
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	

特例による一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

産業廃棄物処理施設の設置の場所													
産業廃棄物処理施設の種類													
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類													
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号												
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	<table> <tr> <td></td> <td><math>m^3/日</math> ( ) 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td><math>t/日</math> ( ) 時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td><math>m^3/時間</math></td> </tr> <tr> <td></td> <td><math>t/時間</math></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td><math>m^2</math></td> </tr> <tr> <td>残余の埋立容量</td> <td><math>m^3</math></td> </tr> </table>		$m^3/日$ ( ) 時間		$t/日$ ( ) 時間		$m^3/時間$		$t/時間$	面積	$m^2$	残余の埋立容量	$m^3$
	$m^3/日$ ( ) 時間												
	$t/日$ ( ) 時間												
	$m^3/時間$												
	$t/時間$												
面積	$m^2$												
残余の埋立容量	$m^3$												
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件													
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み													
省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域													
備考	「産業廃棄物処理施設の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、省令第12条の5の規定により交付された許可証に記載されている種類を記載すること。												



産業廃棄物処理施設種類等変更  
 特例による一般廃棄物処理施設  
 事業廃止届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

届 出 の 内 容	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設の種類の変更 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更 <input type="checkbox"/> 一般廃棄物の処理の事業の廃止
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
届 出 年 月 日	年 月 日
変更（廃止）年月日	年 月 日
備考 「産業廃棄物処理施設の種類」及び「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類」の欄には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の5の規定により交付された許可証に記載されている種類を記載すること。	

設置  
一般廃棄物処理施設 許可証  
変更

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 設置  
第9条第1項 の規定により、 変更 の許可を受けた一般

廃棄物処理施設であることを証します。

福島市長

印

許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び 処理する一般 廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに、市長に連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年 月 日

様

福島市長

印

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の認定を受けた者であることを証します。

福島市長 印

認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を市長に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく市長に届け出ること。</p>

譲受け  
 一般廃棄物処理施設 許可証  
 借受け

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、  
 譲受け  
 借受け

を証します。

福島市長

印

譲受け又は借受けの許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
譲受け又は借受けの相手方の氏名及び場所			
譲り受け、又は借り受けた一般廃棄物処理施設	許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
	施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類		
	設置場所		
	処理能力		
	許可の条件		

合併  
一般廃棄物処理施設 認可証  
分割

年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定による認可を受けたことを証します。

福島市長

印

認可の年月日	年 月 日	認可番号	第 号
合併又は分割の当事者の名称及び住所			
合併又は分割の方法及び条件			
合併又は分割の認可に係る一般廃棄物処理施設	許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
	施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類		
	設置場所		
	処理能力		
	許可の条件		

市の設置に係る一般廃棄物処理施設<sup>設置</sup>届出受理書  
変更

第 年 月 日  
年 月 日

様

福島市長 印

年 月 日付けで提出のあった一般廃棄物処理施設設置(変更)の届出を次のとおり受理しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項(第9条の3第9項で準用する同条第4項)の規定により、受理の日から30(60)日を経過した後、又は届出の内容が相当であると認める旨の通知を受けた後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更することはできません。

受理年月日	年 月 日
施設の種類及び 処理する一般 廃棄物の種類	
設置場所	
処理能力	

特例による一般廃棄物処理施設設置届出受理書

第 号  
年 月 日

様

年 月 日付けで提出のあった特例による一般廃棄物処理施設設置届出書を次のとおり受理しました。

福島市長 印

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
省令第12条の7の16第2項の場合にあっては、非常災害により一般廃棄物が生じた時期及び地域	



設置  
一般廃棄物処理施設 不許可通知書  
変更

福島市指令第 号  
年 月 日

様

福島市長 印

申 請 年 月 日	年 月 日
施設の種類及び処理する 一般廃棄物の種類	
設 置 場 所	
不 許 可 の 理 由	

(備考)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者不認定通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

福島市長 印

申請年月日	年 月 日
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
熱回収施設の設置の場所	
認定拒否の理由	

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

譲受け  
一般廃棄物処理施設  
借受け  
不許可通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

福島市長 印

申 請 年 月 日	年 月 日
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (名称及び代表者氏名) 及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
不 許 可 の 理 由	

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

合併  
一般廃棄物処理施設 不認可通知書  
分割

福島市指令第 号  
年 月 日

様

福島市長 印

申請年月日	年 月 日
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
不認可の理由	

(備考)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



（第1面）  
特定処理施設事故状況等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により届け出ます。

特定処理施設の名称		
特定処理施設の設置の場所		
特定処理施設の種類	一般廃棄物処理施設	
	産業廃棄物処理施設	
	その他の処理施設	
特定処理施設が設置されている事業場の排水の排出先の公共用水域の名称		

（第2面）

事故が発生した年月日及び時刻	年 月 日	午前 午後	時 分頃
----------------	-------	----------	------

	1 区
事故の内容	
事故の原因	
講じた応急の措置の概要	
<p>備考</p> <p>1 「その他の処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第18条に規定する処理施設をいう。</p> <p>2 「特定処理施設の種類の」欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又はその他の処理施設の区分に応じ、当該特定処理施設が一般廃棄物処理施設である場合にあつては一般廃棄物処理施設の欄にごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、及び当該特定処理施設がごみ処理施設である場合には、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きで記入し、当該特定処理施設が産業廃棄物処理施設である場合にあつては産業廃棄物処理施設の欄に脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入し、当該処理施設がその他の処理施設である場合にあつてはその他の処理施設の欄に省令第18条各号に掲げる施設の区分に応じ、当該特定処理施設が同条第1号に掲げる施設である場合にあつては「1号施設」と、当該特定処理施設が同条第2号に掲げる施設である場合にあつては「2号施設」と、当該特定処理施設が同条第3号に掲げる施設である場合にあつては「3号施設」と記入し、及び当該特定処理施設に設けられている設備を括弧書きで記入すること。</p>	

様式第77号(第50条関係)

一般廃棄物処理施設使用停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2第1項の規定により、以下の施設について使用の停止を命じます。

福島市長 印

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設置場所	
停止命令の内容	
停止命令の期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止命令の理由	

(備考)

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証等を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



一般廃棄物処理施設設置許可取消通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2第1項の規定により、以下の施設について許可を取り消します。

福島市長 印

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設置場所	
取消しの内容	
取消しの理由	

(備考)

- 1 取消しの対象となった事業に係る指定証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定取消通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第5項の規定により、以下の施設について認定を取り消します。

福島市長 印

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収施設の設置の場所	
取消しの内容	
取消しの理由	

(備考)

- 1 取消しの対象となった事業に係る認定証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

廃棄物処理施設設置者氏名等変更届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第44条（第48条）の規定により、次のとおり届け出ます。

施設 の 名 称		
施設 の 種 類		
設 置 場 所		
設 置 許 可 年 月 日	年 月 日	
承 継 届 出 年 月 日	年 月 日	
変 更 内 容	新	
	旧	
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
添 付 書 類 及 び 図 面	(1) 届出者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 (2) 届出者が個人である場合には、その住民票の写し	

産業廃棄物処理業者欠格要件該当届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ( ) -

注意 □のある欄は、該当する箇所に☑印を付けてください。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
業 種	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業
当 該 欠 格 要 件	
該当するに至った具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
そ の 他	

産業廃棄物処理施設設置者欠格要件該当届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
当該欠格要件	
該当するに至った具体的事由	
当該欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
その他	

引取業者登録証

年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第1項の登録を受けた者であることを証します。

福島市長

印

登 録 番 号		
区 分		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録の更新 <input type="checkbox"/> 登録の変更
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
申 請 年 月 日		
登 録 年 月 日		
有効期間満了年月日		

引取業者登録拒否通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項の規定により、以下の申請について登録を拒否します。

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
登 録 拒 否 の 理 由		

(備考)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

引取業者登録取消通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により、以下の登録を取り消します。

福島市長 印

登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号
事業所	名称	
	所在地	
取消しの内容		
取消しの理由		

(備考)

- 1 取消しの対象となった事業に係る登録証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



引取業停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第51条第1項の規定により、以下の事業について停止を命じます。

福島市長 印

登録年月日 及び登録番号	年 月 日 第 号
事業所	所在地
	名称
停止命令の内容	
停止命令の期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止命令の理由	

(備考)

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る登録証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

フロン類回収業者登録証

年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第1項の登録を受けた者であることを証します。

福島市長

印

登 録 番 号		
区 分		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 登録の更新 <input type="checkbox"/> 登録の変更
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
申 請 年 月 日		
登 録 年 月 日		
有効期間満了年月日		

フロン類回収業者登録拒否通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項の規定により、以下の申請について登録を拒否します。

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
登 録 拒 否 の 理 由		

(備考)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## フロン類回収業者登録取消通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により、以下の登録を取り消します。

福島市長 印

登録年月日 及び登録番号		年 月 日 第 号
事業所	名称	
	所在地	
取消しの内容		
取消しの理由		

(備考)

- 取消しの対象となった事業に係る登録証を直ちに返還してください。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

フロン類回収業停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第58条第1項の規定により、以下の事業について停止を命じます。

福島市長 印

登録年月日 及び登録番号	年 月 日	第 号
事業所	名称	
	所在地	
停止命令の内容		
停止命令の期間	年 月 日から	年 月 日まで
停止命令の理由		

(備考)

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る登録証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

解体業不許可通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項の規定により、以下の申請について不許可とします。

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日
事業所	所在地	
	名称	
不許可の理由		

（備考）

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

解体業許可取消通知書

福島市指令第 年 月 日 号

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条の規定により、以下の許可を取り消します。

福島市長 印

許 可 年 月 日 号 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
取 消 し の 内 容		
取 消 し の 理 由		

（備考）

- 1 取消しの対象となった事業に係る許可証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

解体業停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条の規定により、以下の事業について停止を命じます。

福島市長 印

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
事 業 所	名 称
	所 在 地
停 止 命 令 の 内 容	
停 止 命 令 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
停 止 命 令 の 理 由	

（備考）

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



破碎業不許可通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第69条第1項の規定により、以下の申請について不許可とします。

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日
事業所	所在地	
	名称	
不許可の理由		

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

破碎業事業範囲変更不許可通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第2項において準用する同法第69条第1項の規定により、以下の申請について不許可とします。

福島市長 印

申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 の 内 容	事業所	所 在 地	
		名 称	
	変更の内容	変 更 前	
		変 更 後	
不 許 可 の 理 由			

(備考)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 破砕業許可取消通知書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第66条の規定により、以下の許可を取り消します。

福島市長 印

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
取 消 し の 内 容		
取 消 し の 理 由		

(備考)

- 1 取消しの対象となった事業に係る許可証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として(福島市長が被告の代表者となります。)、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

破碎業停止命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第66条の規定により、以下の事業について停止を命じます。

福島市長 印

許可年月日号 及び許可番号	年 月 日 第 号
事業所	名称
	所在地
停止命令の内容	
停止命令の期間	年 月 日から 年 月 日まで
停止命令の理由	

（備考）

- 1 事業の全部の停止を命ぜられたときは、当該事業に係る許可証を直ちに返還してください。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、福島市長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができます。
- 3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福島市を被告として（福島市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

引取業廃業等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 引取業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。  
様式第99号(第58条関係)

フロン類回収業廃業等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> フロン類回収業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。  
様式第100号(第58条関係)

解体業廃業等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 解体業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。  
様式第101号(第58条関係)

破産業廃業等届出書

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
廃業等の年月日	年 月 日
廃業等の内容	
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 法人の合併による消滅 <input type="checkbox"/> 法人の破産手続開始の決定による解散 <input type="checkbox"/> 法人の合併又は破産手続開始の決定以外の事由による解散 <input type="checkbox"/> 破産業の廃止

備考 廃業等の内容を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添付してください。  
様式第102号(第59条関係)



手数料減免申請書

年 月 日

福島市長 様

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号( ) -

一般廃棄物・産業廃棄物処理手数料の減免について、次のとおり申請します。

注意 □のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。

手数料の種類	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理手数料(条例第49条関係) <input type="checkbox"/> 許可等申請手数料(条例第50条関係) <input type="checkbox"/> し尿くみ取り手数料(条例第51条関係)
手数料の名称等	
希望する減免の額	
理由	



改善命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

福島市長 印

命 令 事 項	
期 限	年 月 日まで
命 令 を 行 う 理 由	
そ の 他	

措置命令書

福島市指令第 号  
年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定に基づき、次の措置をとることを命じます。

福島市長 印

講ずべき支障の除去等の措置の内容	
履 行 期 限	年 月 日まで
命 令 を 行 う 理 由	
そ の 他	





埋め立て た廃棄物	一 般 廃 棄 物			
	産 業 廃 棄 物			
備 考				

様式第107号(第63条関係)

一般廃棄物  
最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書  
産業廃棄物

年 月 日

福島市長 様

届出者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号 ( ) -

閲覧請求する 最終処分場	設置場所	
	設置者の氏名 (名称)	
請求の理由		